

旧深谷通信所の検討状況について（経過報告）

1 趣旨

旧深谷通信所では、「深谷通信所跡地利用基本計画」に基づき、公園は環境創造局、墓園は健康福祉局、道路は道路局が、事業化に向け環境影響評価等の手続きを進め、全体調整を政策局が行っています。

これまで、環境影響評価の手続きを経て、令和5年度の都市計画決定を目指していましたが、環境影響評価に関する新たな作業や検討が必要となったため、スケジュールの見直しについて、ご報告いたします。

2 見直しの要因

環境影響評価は配慮書・方法書・準備書・評価書の4段階の手続きとなります。現在、方法書まで完了し、準備書の作成に向けた取組を進めていますが、以下の要因が生じたことから、当初より期間を要しています。

(1) 追加調査の実施による準備書作成の遅れ

方法書に対して環境影響評価審査会（以下「審査会」）より、困障区域内の生物調査、産業廃棄物最終処分場跡地の廃棄物の種類及び量の追加調査の実施について、令和4年4月に意見が出されました（図1参照）。

これに対して令和4年11月までの間に調査を実施したため、準備書の作成時期が遅れるとともに、調査結果のとりまとめや準備書への反映に時間を要しています。

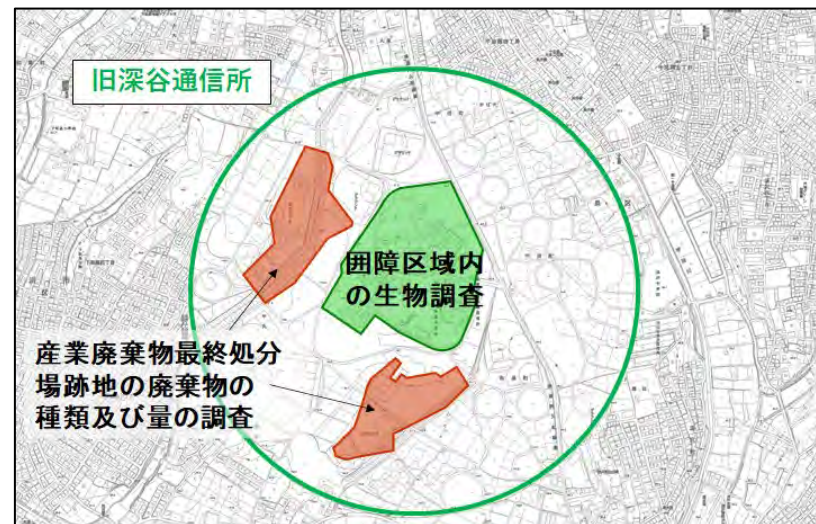


図1 審査会の意見を踏まえ実施した追加調査

(2) 施設配置計画の検討

環境影響評価準備書では施設配置計画が求められます。これまで「公園」「墓園」について、跡地利用基本計画で示されている施設とその配置を基本とし、更に、下記の内容を反映した施設配置計画の検討を進めています。

ア 当該地は土地改変が行われてこなかった貴重な場所であるため、現状の草地環境の保全及び再生が審査会の意見として求められたことを踏まえた「草地保護区」エリアの確保

イ これまでの返還対策協議会での議論や、令和5年5月に暫定利用団体から寄せられたものをはじめとする要望等を参考に施設配置計画の再検討を実施

3 見直し後の全体スケジュールと今後の進め方

今後、追加調査の結果の反映とともに、施設配置計画を定め、準備書を作成し、地元の方々や市会の皆さまへご説明しながら進めていきます。都市計画決定は、環境影響評価と並行して手続きを進めていくことが必要であり、そのため都市計画決定の時期を見直します。（図3参照）

一方、5年程度としていた工事着手前に必要となる用地取得、構造物撤去、埋蔵文化財調査等（図2参照）の期間について精査し、可能な作業は都市計画決定手続と並行して行うことなどにより短縮させ、早期に工事着手できるように進めていきます。

また、工事期間中の暫定利用については、利用団体の意向を踏まえながら、対応していきます。

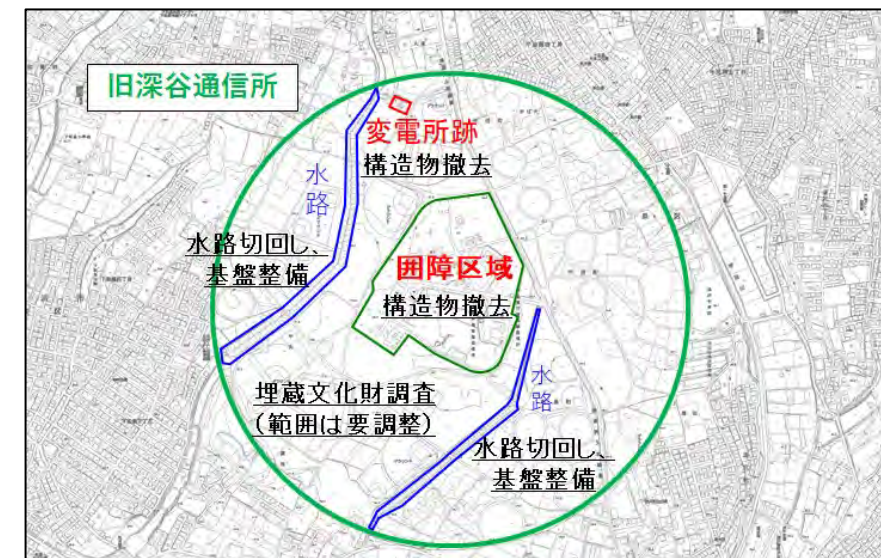


図2 工事着工前に必要な調査や準備工等の内容

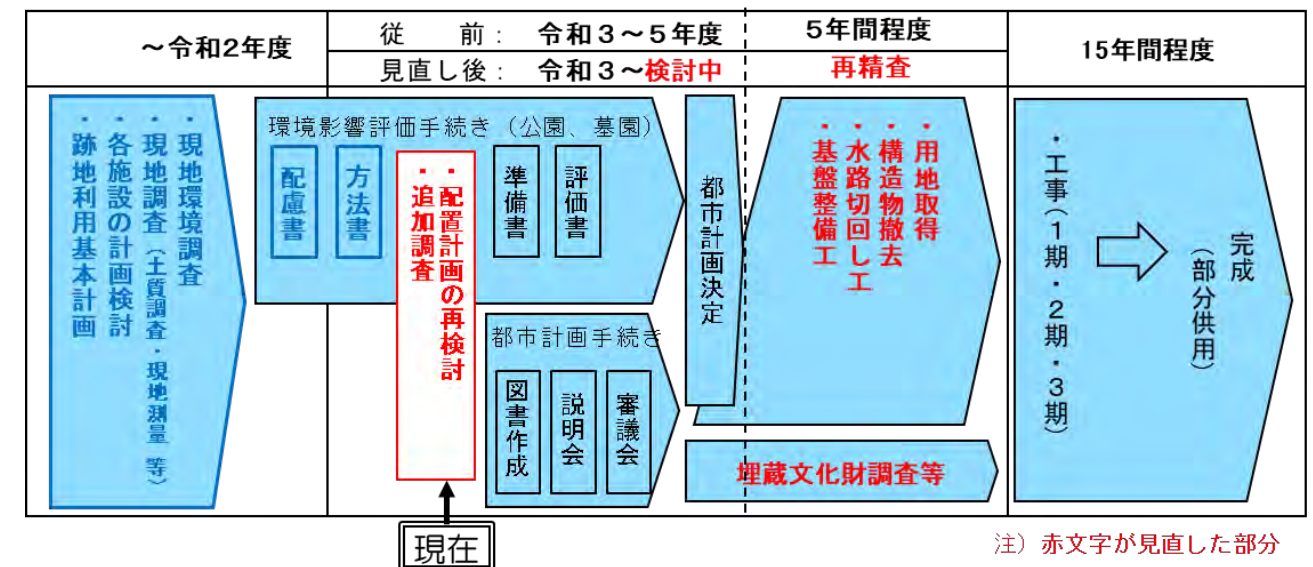


図3 見直し後の全体スケジュール